

運行管理の責任者の講習

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行に伴うもの

- ◆一定台数以上の自動車を管理する自家用有償旅客運送者は、事務所ごとに、有資格である「運行管理者」、または「**運行管理の責任者**」を選任する必要があります。



乗車定員11人以上の
自動車を1台以上



乗車定員10人以下の
自動車を5台以上

- ◆運行管理の責任者は、選任された年度以後2年ごとに**国土交通大臣が告示で定める一般講習を受講**する必要があります。

(認定講習機関) 新潟県内 独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所、
(株)水原自動車学校、(株)中越自動車学校、(株)新潟自動車学校

※令和4年3月31日までの間に選任された運行管理の責任者は、令和6年3月31日までに受講する。

※令和4年度中に道路交通法に規定する安全運転管理者講習を受講した者は、国土交通大臣が告示で定める一般講習を受講した者とみなす。

安全な運行のための確認及び乗務記録の実施

- ◆自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、**酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由**により安全に運転することができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える必要があります。(記録及び1年間保存)
- ◆**一定台数以上の自動車を管理する**自家用有償旅客運送者は、乗務を終了した運転者に対して、**酒気帯びの有無**を確認する必要があります。(記録及び1年間保存)
- ◆**アルコール検知器による検査の実施**については、**当面の間、適用しない。**
- ◆**令和5年12月1日から、アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無の確認が必要。**

令和5年12月1日施行

道路運送法施行規則 第51条の17第3項

九 自家用有償旅客運送自動車の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対し、第五十一条の二十二第一項から第三項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。

道路運送法施行規則 第51条の22第3項

自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」 （平成18年9月29日付公示第63号）

施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html

安全な運転のための確認表(参考例)

(施行規則第51条の22関係)

参考様式第二号

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
2		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
3		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
4		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

事業所の取組強化!

飲酒運転根絶

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

待って!

今日も飲酒してないです

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で
✓チェックしてからです!

点呼場所

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和5年
12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上



その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の業務

交通安全教育	運転者の適性等の把握	運行計画の作成	交替運転手・運転手
異常気象時等の措置	点呼と日常点検	運転日誌の備付け	安全運転指導

安全運転管理者の届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。だくか警察署へお問い合わせください。



令和5年
12月より

安全運転管理者による
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年
12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ✓ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。だくか警察署へお問い合わせください。